

発議案第16号

高等教育の修学支援制度の拡充を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年6月15日

八千代市議会議長 大塚裕介 様

提出者	八千代市議会議員	伊原忠
賛成者	八千代市議会議員	植田進
	同	飯川英樹
	同	三田登
	同	堀口明子

提案理由

国に対し、高等教育の修学支援制度を拡充するよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

高等教育の修学支援制度の拡充を求める意見書

2020年4月から、家庭の経済状況に関わらず、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に進学できるチャンスを確保できるようにと、高等教育の修学支援新制度が実施されたところである。

この制度は、低所得層（住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯）を対象に、給付型奨学金と授業料等の減免が受けられるものの、対象は全学生の1割程度であり、引換えに中間所得層の授業料減免がなくなる事態も起きていることから、「制度を活用するには収入基準が厳しい」、「無利子奨学金が利用できなくなった」、「生活費を補うためにアルバイトをしたいが、成績が維持できるか心配だ」、「希望する学校が支援対象になっていない」、「制度の対象外の低所得層や中間所得層にも拡充してほしい」など、改善を求める声が広がっている。

つまり、この制度を国際連合の経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）第13条第2項（c）「高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。」に基づく制度へと拡充することが求められているのである。

今、新型コロナウイルス感染症の影響やロシアによるウクライナ侵略、急激な円安の進行による物価の高騰など、経済情勢の悪化は深刻である。学生の学びの継続さえ困難な状況が生まれており、安心して教育を受けられるようにするためには、国際規約（A規約）の「無償教育の漸進的な導入」に向けて、制度を抜本的に拡充することが必要不可欠なのである。

よって、本市議会は国に対し、高等教育の修学支援制度を拡充するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月24日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

文部科学大臣様